

|                  |   |
|------------------|---|
| Title            | 政治的な実践目標：社会工学としての政治学の構想   |
| Sub Title        | Political goals : a design for political science as a social engineering science  |
| Author           | 根岸, 毅(Negishi, Takeshi)   |
| Publisher        | 慶應義塾大学法学研究会   |
| Publication year | 1972  |
| Jtitle           | 法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology ). Vol.45, No.3 (1972. 3) ,p.129- 169  |
| JaLC DOI         |   |
| Abstract         |   |
| Notes            | 米山桂三教授退職記念論文集   |
| Genre            | Journal Article   |
| URL              | <a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19720315-0129">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19720315-0129</a> |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 政治的な実践目標

——社会学としての政治学の構想——

根  
岸  
毅

序

第一章 政治的な実践目標のクラス——定義項

第二章 政治的な実践目標の個性・(一)——属性記述の項目の選択の仕方

第三章 政治的な実践目標の個性・(二)——属性記述の項目

第四章 政治的な実践目標

むすび

序

社会学としての政治学は、政治的価値・理念を実現するためのわれわれの努力・活動に対して確固たる指針を与えることができる知識を追求する科学的探究である。そのような学としての性格をもつためにそれは、価値がそれ自体で完結した実質的な性質でありながら、われわれが経験的に認識しうる認識対象の物理的性質そのものではなく、しかも与えられた対

政治的な実践目標

二二九

(六一五)

象の物理的性質の全体によつて含意されるような性質であつて、その認識が物理的性質の認識に依存せざるをえないものであること<sup>(1)</sup>に注目し、したがつて、ある政治的価値・理念が実現されるということが、それによつてその政治的価値・理念が含意されると考えられる経験的に観察可能な具体的な事実が生起せしめられることであると考え、政治的価値を含意すると考えられる経験的事実と他の経験的諸事実との間の依存関係を実証的に分析し、その成果として被説明項(予測命題)が政治的価値を含意すると考えられる経験的事実を表現する法則を獲得しようとする。なぜならば、そのようにして得られる一般化された知識(法則)は、政治的価値を実現する——具体的にはそれを含意すると考えられる経験的事実を生起させる——ためにはいかなる諸条件を整えればよいかを明示することができるからである。<sup>(2)(3)</sup>

われわれが政治的価値・理念を実現するために行なう努力・活動を政治的努力・活動または「政治的実践」と呼ぶならば、特定の政治的価値・理念を含意すると考えられしたがつて政治的実践を通してその実現が求められる経験的事実を、政治的活動の目的または「政治的な実践目標」と呼ぶことができる。そこで、ある学が右の性格を備えた社会学としての政治学であるためには、その探究の成果として示される諸法則の予測命題が政治的な実践目標を表現している必要があるといいかえることができる。したがつて、社会学としての政治学においては、まず「いかなる類の経験的事実をもつて政治的な実践目標と認めるか——政治的価値はいかなる類の経験的事実によつて含意されると考えられるか」が問われなければならない。

一般に、ある経験的事実がなんらかの価値を含意していると考えられる場合、われわれはその価値を充分明確に説明するために、その「定義項」および「属性記述」の項目と内容を明らかにしなければならない。<sup>(4)</sup>もしある経験的事実がなんらかの政治的価値を含意すると考えられるならば、それはまずそれについて政治的価値が語られうる経験的事実の定義項(種類)をみたし——政治的な実践目標というクラスのメンバーであり、かつ他のメンバーとしての異なる経験的事実との価値の違

いを表現する属性記述の項目における特定の具体的内容をもたなければならぬ。したがって、右の設問はつぎの二つに分けられる。

問一 政治的な実践目標を他のすべての実践目標から区別し、ひとつのクラスとして確定するための定義項はなにか。

問二 メンバーとしての個々の政治的な実践目標が含意する、他のメンバーと異なる個性的な価値を言語的に表現するための属性記述の項目と内容はなにか。

本稿の註における「ゴシック数字(人名)」は本稿末尾の引用・参考文献リスト中の当該番号を付した文献を指すものとする。

(1) 1〔藤本〕七九―八一ページ。

(2) 参照、2〔根岸〕。

(3) このようにして構成される社会学としての政治学は、近年ますますその烈しさを増してきた現代政治学に対する批判を、政治学の科学化の方向で克服することができると考えられる。まず(一)現代政治学は道徳的知識が実証的科學にそぐわないという信念から政治の価値・理念に触れず、脱哲学化・脱価値化の傾向をもっていると批判される。これに対して社会学としての政治学は、価値の認識が依存せざるをえない対象の物理的性質——価値を含有すると考えられる経験的事実の分析を行なうことによつてその批判を斥ける。つぎに(二)現代政治学は、(一)のゆえに真に重要な政治問題に無関心であるとは批判される。これに対して社会学としての政治学は、政治的価値を含意すると考えられる経験的事実のなかにまさしく真に重要な政治問題が含まれるはずだと応える。さらに(三)現代政治学は(一)・(二)の結果、政治のシステム全体としての欠陥を認めずに現状維持的となり、社会改革に無関心で社会を動かす力を失なつていると批判される。これに対して社会学としての政治学は、その研究の成果が、システム全体の現状に対する個々人の実践における評価にもとづいて、それを維持することに對しても改革することに對しても等しく実践を指示することができる(参照、2〔根岸〕三九―四〇ページ)という点でそれを克服するのである。

(4) 参照1〔藤本〕八三、七五ページ。

## 第一章 政治的な実践目標のクラス——定義項

これまで私は、政治的な実践目標を政治的実践と呼ばれる類の諸活動を通じてわれわれが実現しようとする諸々の目的状

態と規定して論じてきた。したがって、政治的実践と呼ばれる類の行為・活動をまた「政治」と呼ぶならば、政治的な実践目標を「政治の目的」と呼びかえてもよい。ところが、従来政治学においては政治の目的そのものが独立にかつ具体的に論じられることはなく、政治の概念規定の文脈において間接的に論じられるのみであつたといつてもよいであろう。さらにその文脈においても、政治の目的が論じられる——政治の目的と関連づけて政治の概念規定が行なわれる——ことはきわめてまれであつた。<sup>(1)</sup>そこで本稿においては、政治的な実践目標（政治の目的）と呼ぶにふさわしい経験的事実の範囲を確定するために、われわれの諸々の活動のなかで通常「セイジ」とか「セイジテキ」と形容されて呼ばれている類の活動（政治的実践）の範囲をそれらのコトバの通常の用法を検討することによつて確定し、それにもとづいて、政治的実践を行なうことによつて実現することが意図されている経験的事実が論じうるとすればそれはいかなるものであるかを検討するという方法をとることにする。

昭和十年代の日本の政治学界で行なわれた政治概念論争は、「セイジ」の現実の用法の検討を詳しく行なつてゐる。その論争において執拗にその検討を行なつた潮田教授は、「それが比喻として用いられる場合を除き「政治は必ず国家に関連して考へられる」——「常識上の政治は常に国家特有の現象である」と断定する。<sup>(2)</sup>この点に関して、恒藤教授の結論も同様である。<sup>(3)</sup>そして、この「常識」的見解に改訂を加える新説の立場が政治の目的を論じえなかつたのに対し、それを尊重してその改訂を行なわなかつた潮田教授の立場は政治の目的を論じることができた。<sup>(4)</sup>この潮田学説によれば、政治とは「国家社会の維持改善に関連する有らゆる」「行為努力」であるとされ、したがつてそこに論じられる政治の目的とはその「行為が価値として目的に置く社会」すなわち「国家社会」であるとされた。<sup>(5)</sup>つまり、政治を通して維持改善されそのあり方を変える国家社会が政治の目的であり、私のいう政治的な実践目標であるということになる。

この国家社会とは、潮田学説によれば、「人人の結合そのものの総計」「に含まれる各種の社会関係の中〔から〕部分部

分に終る関係に対して全体に亘り及ぶ関係」すなわち「全体関係」・「全体への結合という一面」的關係を抽出したものである。したがつて、ここで問題になつてゐるのは、全体との関係における個人の位置づけ——全体の立場からみれば、目的統一性を実現するための地位・役割の割り当てと人員の配置、個人の側からみれば、目的統一性に粹づけられることを通して承認される活動の機会・範囲の獲得——「全体的な秩序づけ」である。「国家社会の維持改善」とは、この全体秩序の形成・維持・変更を意味するといふことができよう。<sup>(6)</sup>

この国家社会は、潮田教授によつて普遍的に価値あるものとされた。これに対して、その考え方が政治から対立矛盾の契機を捨象するものであるとの批判がなされてゐる。<sup>(7)</sup>しかしそれは、潮田学説が対立抗争を特色とする政治の目的を把握しえなかつたことを意味するのではなく、むしろ、そこではいまだ価値の違いが問題とならずしたがつて対立の契機のない、政治的な実践目標のクラスとしての共通の性質（定義項）が確定されたことを示してゐると考へるのが妥当である。つまり、国家社会の明示によつて政治の価値が論じられる場合どのような種類の經驗的事実を対象として「よし・悪し」が論じられてゐるかが確定されたといえるのである。<sup>(8)</sup>

ところで、ひとつの社会工学が数ある人間の実践目標のなかから特定のひとつのクラスを選び出してそれをみずからの固有の研究課題とするのには、なんらかの理由づけがあつてしかるべきである。政治学の場合それは、「国家の住民・・・は法律的には、国家の命令に従うほか選ぶ道をもたなくなる」と同時に国家の命令は合法・非合法の問題ではあつても善・悪の問題ではないという事態が、全体秩序をつくり出す能力たる「国家権力と個人の自由の問題」に特別の意義を付与するからであるといえよう。そのゆえに、「この自由をめぐる諸問題が政治学の大きな課題としてあらゆる角度から検討されてゐる。」のである。<sup>(9)</sup>

(1) これは、伝統的に国家を中心としかつそれに関連つけて政治を観念するのが通例であり、加えて国家にはそれ特有の目的が存在しないと考へられて

いたことから、「政治は『特定の目的のために行はれる一定の現象だときめるわけに行かない』ものである。」(3「潮田」一〇三ページ)参照、マックス・ウェーバーの国家および政治の定義についてのW・G・ランシマンの考察(4「Runctman」三五ページ)。

(2) 5「根岸」三三七ページ。

(3) 参照、5「根岸」三二七ページ。戸沢教授の見解は、その例は少ないにしても「常識に於いても政治は国家を予想せざる現象を意味する事がある。」(戸沢鉄彦「政治学の研究対象としての政治」『国家学会雑誌』第五〇巻第二二二―二五ページ)とするが、その少数例外を比喩的用法であるとする潮田教授の考えの方に説得力がある。最近の英語の用語法について、つぎのものをあげておく。「通常(usually)われわれは政治を、公的な政策を形成するために公的な土俵(the public arena)において支配的な地位を占めることを求める。互に競い合うまたは対立する指導者・党派または政党を包含するものとして考えるけれども。政治はまた(also)私的な団体・会社・労働組合・教会および大学の管理(government)においても見られる。」(Heinz Eulau and James G. March, eds, *Political Science*, Prentice-Hall, Inc, Englewood Cliffs, N. J., 1969, p. 14. 傍点・根岸)。またレーニンは一九一七年に、「ロシアをめぐり、どこかあつちとあつちと文明的な国でもよいが、そのどんな政党をとってみても、いまでは、ほとんどすべての政治的論争、異論、意見は、国家の概念をめぐるつておこなわれている。」と述べている。(N・レーニン「国家について」『レーニン全集』(第二九巻) 大月書店 四九二―二九三ページ)。

(4) 参照、5「根岸」三二八、三三六―三三九ページ。政治の目的を論じたとしても、それが「国家の利益」というように抽象的に表現されていたのでは、経験的事実としての政治的な実践目標の問題にしているわれわれには用をなさない。(参照、平凡社版『政治学事典』七二―七三ページ右欄)

(5) 5「根岸」三三九ページ。

(6) 2「根岸」四八ページ。

(7) 5「根岸」三五三ページ。

(8) 定義項の確定はコトバの規約づくりの問題であつて、それはつぎの諸点を考慮することによつて合意を形成することが可能になる。現代の記号論理学において広く認められている定義理論によれば、従来一括して「定義」と呼ばれてきた論理操作には(一)コトバ(記号)の望ましい用法についての約束、(二)そのコトバの指し示す対象がもつ性質についての命題および(三)そのコトバの現実の用法という事実についての命題の三つが区別される。学術用語の定義にあつては、この三つの要素が目的論的に関係づけられなければならない。すなわち、「セイシテキナジツセンモクヒョウ」というコトバの定義は、(一)それによつてどのような範囲の具体的事象を指し示させるのが望ましいかという原理的には自由な規約づくりの問題ではあるが、その場合、(二)その範囲内の事象であればわれわれの認識目的との関連において重要性をもつ性質を必ずもち、その範囲外の事象であればそれをもたないというはつきりした区別がつくようにすること、および、(三)その上で従来のコトバの現実の用法をできるかぎり尊重し生かすことという実際上の制約を充分考慮しなければならない。(参照、碧海純一『新版 法哲学概論』弘文堂・昭和四三年、五三、五五―五九ページ)。本文中の規約づくり(定義項の確定)は、政治的価値を含蓄すると考えられるか否か、したがつて政治的実践を通してその実現が求められるか否かの区別をはつきりさせるというわれわれの認識目的にかない、加えて従

采の「セイシ」<sup>①</sup>というコトバの現実の用法を尊重しているということができ、きわめて妥当な用法のきめ方であるといえるであらう。  
(9) 2 「根岸」四八ページ。

## 第二章 政治的な実践目標の個性・(一)——属性記述の項目の選択のし方

前章で明らかになつたのは、政治的価値を論ずることは国家社会と呼ばれる類の経験的事実を対象としてその「よし・悪し」を論ずることに外ならない、ということである。この国家社会とは、具体的には「日本」や「中華人民共和国」などの具体的な社会的実在であり、それはその各々の個性的な価値を体现しているが、その実在としての複雑無限性のゆえにその「全体」をそのまま明確に言語的に表現することはできないししたがって人間の意識的努力(実践)の対象にすることもできない。このような全体としての政治的な実践目標 $\parallel$ 国家社会(いわゆる国家と同じと考えて一応さしつかえない)の価値の個性を言語的に明確に表現したがって人間の意識的努力の対象たらしめるには、そのための属性記述の項目を確定しかつその具体的内容(個性)が示されなければならない。それは人間の意識的努力の対象となりうるものなかで第一義的な意味での政治的な実践目標であるが、それを総計してみても複雑無限なものと実在には還元されえない諸「部分」——分析的に観念される個々の全体秩序——にすぎない。

いかなる価値も、議論対象(経験的事実)の特定の物理的性質の列挙によつては完全に含意されることがない。したがつて、価値の説明として観察可能な言語による特定の物理的性質の列挙的記述は、つねに、経験的・仮説的に提示され、経験的に修正可能な近似的表現にすぎない。このことは、その近似的表現としての列挙された物理的性質のすべてが実現されたとしても、それによつて当初の価値が完全には含意されず、したがつてそれは当初の価値実現の意欲を理論的にはたかだか部分的に満足させるにすぎない、ということを意味する。そこでもし、価値の充全なる実現という立場から、その実現され



た状態が「実用的にも不満足」であると考えられるならば、はじめの近似的表現はその「近似性」を高めるために、経験的に修正される必要が生じてくる。したがって、本稿において私が提示する属性記述の項目は、将来の経験的修正を予期した仮説的提案のひとつにすぎない。

また右の考察は、つぎのことを意味している。われわれは、統一された人格の観念をもとにして、ひとつに体系化された価値（価値体系）を想定している。それは、少なくとも理念的には、ひとつの演繹体系として想起されるであろう。価値の特殊のクラスとしての政治的価値についても、その領域内において同様の演繹体系が考えられるであろう。これに対して、価値に対応する経験的に観察可能な具体的経験的事実としての実践目標は、統一された人格の観念をもとにして同じく体系化されている（実践目標体系）と考えることはできても、それは演繹体系ではありえない。すなわち、なんらかの経験的事実（実在）の「全体」（全体としての政治的な実践目標＝国家社会）によつて含意されると考えられるある政治的価値は、それが言語的表現を与えられる場合、まずなんらかの経験的・仮説的に選択された属性記述の項目（複数）によつていくつかの諸「部分」（第一レベルの部分）としての政治的な実践目標（第一義的な意味での政治的な実践目標）に表現し分けられる。<sup>①</sup>さらに、その第一レベルの部分のひとつひとつは、それらの客観的状态を結果（目的）として生起せしめる諸条件と考えられる他の一群の客観的状态（諸手段）としての第二のレベルの諸部分に分解される。同じようにして、第二レベルの諸部分は第三レベル以降の諸部分に分解される。<sup>②</sup>右の第一段階としての価値の属性記述の項目を用いての分解表現は、媒介される二つのレベルの間を演繹的に連結するものではない、近似的表現である。それは、前述の近似性を高めるために、理念的に想定される演繹的に必然的な対応関係を指向しながらもそれを完全には達成することのない、連続的な経験的修正の過程の一断面である。また、第二段階以降の分解は、社会科学の法則の多くが確率論的な性格をもつことから、隣り合う二つのレベルの間を演繹的に結んでの分解であることは少ないといふことができる。

社会工学としての政治学においてその成果としての諸法則の予測命題が政治的な実践目標を表現しなければならないという場合、その政治的な実践目標とは、広くは、右のようなし方で政治的価値に対応する政治的な実践目標体系において、そのどこかに位置づけることができる経験的事実のことであるといつてよい。しかしながら、それらのなかで第一義的な意味をもちいたがつて言語的表現を与えられた他のすべての部分としての（広い意味での）政治的な実践目標の基礎となるものは、いうまでもなく政治的価値に近似的に対応する第一レベルの部分としての政治的な実践目標群であり、本稿では主としてこの意味での政治的な実践目標の問題を論ずることにするが、それがまさに前述の問題二が問題にするところのものである。

ところで、二つ以上の可能な選択肢の間でのひとつのまたはそれ以上の肢の選択のすべてを広く価値判断と呼ぶならば、社会工学としての政治学における属性記述の項目の選択はまさに研究者個人の価値判断にもとづいている。この選択をも含めて少なくともつぎの五つの価値判断の契機が、社会工学としての政治学——広くは工学（私が拙稿「政治学の実践性」について）（『法学研究』第四四巻第五号）の四二―四三ページにおいて論じた意味での工学）一般と関連して存在している。それはひとつの工学が、(一)工学としてのあり方を選択し非工学としてのあり方を排除する、(二)論じようとする特定の価値の種類を定め、したがってそれについてその価値が論じうる対象の範囲を限定する——定義項を確定することによつて特定の實踐目標のクラスを定める、(三)その實踐目標のクラスに属するメンバー間の価値の違いを表現するために特定の一組の属性記述の項目群を選び出す、したがってそれ以外の項目群は考察の対象から一応排除する、(四)實踐目標としての経験的事実と他の經驗的諸事実の間に特定の法則性を発見する、さらに、(五)同一の属性記述の項目における特定の具体的内容を選び出して具体的な實踐活動の目的とし、他の具体的内容の生起を實踐的に排除しようとする、という五点である。(一)および(二)は、人間の認識能力の限界から必然的に生ずる選択であり、原則として、それが行なわれるからといつてその分析が主観的であるとして非難されるものではない。(三)は(四)はすべての科学的分析に共通の性格であり、科学的客観性はその発見ではなくその妥当化のし方

いかんにかかっている。(4)はまさに通常の意味での実践活動の基礎となる価値判断であるが、これは「理論的」科学たる社会工学としての政治学の領域外の問題である。(5)残る(3)は本章においてこれまで論じてきた問題であり、今日の政治学の問題点のあるものがそこから生じてきていると考えられるので、少し詳しく論じておく。

この問題は、二つの視角から検討されなければならない。ひとつは、ひとりの研究者の問題としても論じうる、属性記述の項目選択の修正可能な性格についてである。もうひとつは、学としての問題で、項目選択のし方がもたらす学の「イデオロギー的役割」についてである。

属性記述の項目の選択が仮説的であり、したがって将来の修正可能性をもつことについてはすでに論じた。したがって、そのいかなる選び方もつねに主観的である。問題となるのは、その仮説性を認めずにある特定の選び方を固定して絶対視することであり、もしその仮説性つまり修正可能性を認めてつねにより高い「近似性」を求めての修正の努力を行なうという基本的姿勢を失わないならば、この意味での選択そのものは非難されるべき問題とはならない。

現代政治学は、現状維持のイデオロギー的役割を果しているとして批判されている。(6)私はこの批判点が属性記述の項目の選択のし方と関連があり、その選択のし方に検討を加えることによつてそれを克服することができると考えている。(7)

私が知識の実践性と呼ぶもの(8)からは、われわれが獲得する一般化された知識(法則)がもつ、特定の結果を生起せしめるために必要な諸条件の提示という積極的な役割が出てくる。これに対し知識のイデオロギー的役割とは、むしろそのような積極的な役割を果しうる知識が欠如している状態がその結果として消極的にもたらす社会的な効果であると考えられる。すなわち、人間の有限の認識能力が無限の複雑さをもつ具体的な実在をそのありのままの全体としては把握しえないとすれば、そのどの一面を認識の対象とするかを決定するところに知識の「社会的被規定性」(9)が現われる。つまり、分析者の個人的な価値的立場が彼の認識対象の範囲の限定に影響を与えるのである。もし、ある価値的立場からは意義を認められる社会的実

在のある面（屬性記述の項目にあたると考えてよい）が他の異なる立場からはそれを認められずしたがつてそれが分析対象の範囲から排除（無視）されるならば、それに関しての積極的な知識が欠如した状態が生ずる。加えて、もし、そのような知識の状態を基礎として政策が立案・実行されるならば、結果としてそこには社会的実在のその面に対する配慮が欠如し、その面の現状が積極的には触れられないという社会的効果（結果）がもたらされることになる。この社会的効果は、後者の立場からは少しも問題にされないと考えられるが、前者の立場からはそれが一定の利害関係を固定するものとして問題視されることになるであろう。この問題視された社会的効果が、知識のイデオロギー的役割と呼ばれるものである。<sup>(10)</sup>

ところで、もしわれわれが現代政治学に対する批判を、政治学はイデオロギー的役割を果してもよいがそれが現状維持的であつてはならないというふう<sup>(11)</sup>に解釈するならば、その結果は水かけ論的・非建設的なものでしかありえない。したがつて、もし政治学のあるイデオロギー的役割が非難されるべきものならば、現状維持的にせよ否にせよ、イデオロギー的役割の存在そのものが否定されなければならないのである。すでに明らかのように、ある学に特定のイデオロギー的役割を果させないよう<sup>(12)</sup>にするためには、それを非難・批判することのみでは充分でない。それは、その役割の根拠となつて、現在欠如している積極的な知識を獲得することによつてのみ可能である。このことは、社会学としての政治学が学としてあらゆるイデオロギー的役割から自由であるためには、いかなる価値的立場に立つ人からも社会的実在（全体としての政治的な実践目標<sup>(13)</sup>）国家社会の彼が意義を認める面（屬性記述の項目）の分析が欠如していると指摘されないように努力しなければならない——現時点で考えられるできるかぎり多様な価値的立場から、意義を認められ分析の対象とする必要を認められる社会的実在のすべての面に関して、知識を獲得する努力をしなければならぬ——ということの意味する。一個人における屬性記述の項目の選択は、まず可能なる無数の項目群の間に彼の価値的立場を基礎とした優先順位をつけ、その上位からその意義を無視することができない範囲内の項目を順次選び出していくという方法をとると考えてよいかも知れない。学としての

望ましい項目選択の方法は、原理的にはこのようにして行なわれるすべての個人の選択の範囲の総計でなければならぬ——実際的には、従来の研究者および主要な政治的勢力の考え方において現われる項目をできるだけ広い範囲にわたつてとりいれることが必要であるということになる。

以上の二つの視角からの検討をもとにして、つぎのようにいうことができる。社会工学としての政治学の研究者は、対立する多様な価値的立場（みずからのそれも含めて）それぞれによつて異なりうる被選択項目の組み合わせをすべて包含するように学としての項目選択を行なわなければならない。同時に研究者は、それぞれの立場からの選択のし方がつねに仮説的であり変更・修正を加えられることに留意し、そこにおける変更・修正を学としての項目選択にすばやく反映させるようつねに心がけていなければならない。<sup>(11)</sup>

(1) この分解を分りやすいモデルのない方をする、つぎのようになる。ある政治的価値はなんらかの経験的事実によつて含意されると考えられるが、その場合、その経験的事実をいくつかの「部分」から構成される「全体」として考え直し、さらに、「全体」としての価値をそれらの「部分」についての価値が合わさつたものとして考え直し、その後でそれら諸「部分」の価値それぞれをそれら諸「部分」の物理的性質によつて表現する。

(2) 第二レベル以下の部分は、第一義的な意味での政治的な実践目標ではない。第一レベルの部分はそれ自身が直接に特定の政治的価値を含意すると考えられるが、第二レベル以下の部分は第一レベルの部分を介してのみ間接に政治的価値とかかわつてくる。

(3) 工学・非工学は異なる二つの学の方であり、ひとつの学は双方のあり方を同時にはとりえない。したがつて、他の学の方を否定しないかぎり、この意味での選択は問題とならない。また、われわれは世界の無限の複雑さをそのまま考察の対象にすることができないから、ある一時点においてはその一部分のみを考察の対象とする以外にしようがない。問題となるのは、いかなる形においても特定のクラスの実践目標以外は学問的考察の対象にすべきではないとする態度であつて、もし社会工学としての政治学が他の工学における他のクラスの実践目標の考察をさまたげないとすれば、この意味での選択は主観的であるという理由で問題にされることはない。

(4) の点と関連させていえば、昭和十年代の政治概念論争では、工学としての政治学のあり方も可能であることを主張したと解釈することができる。田学説とそれを否定して非工学的あり方のみを認めようとしたと解釈することができる。新政治概念の立場が対立したというふうに整理することができる（参照、5〔根岸〕）。

(4) いかなる科学においても、法則的定式化（発見）ははじめ個人の想像力の成果であるという意味で主観的である。問題なのは、その主観の産物が他

の多くの研究者の努力によつても反証されず生き残るかどうかという点であり、この点に関して社会学としての政治学と他のすべての諸科学（非工学をも含めて）との間に基本的な差異はない。

(5) 参照、2〔根岸〕四三、五四―五六ページ。

(6) その典型的な例として、6〔Sunkin and Wolfe〕をあげることができ。

(7) この問題について私は、すでにサーキンとウォルフの書の書評において論じたことがある（参照、同書評（『法学研究』第四四巻第八号））。

(8) 参照、2〔根岸〕。

(9) 参照、6〔Sunkin and Wolfe〕一六ページ。

(10) O・マイヤーを体系的確立者とするドイツ行政法学は、「国家権力に奉仕する官製イデオロギー」としての性格をもつたものとして批判されている（足立忠夫『行政学』日本評論社・一九七一年、六四ページ）。それは、行政法学が「法そのものの成立過程や現実社会における効果を無視する」ことによつて、「意識する与否とにかかわらず」（同所、傍点・根岸）「その時々<sup>1</sup>の立法権や行政権の担当者に、隠然と奉仕する結果を惹起した」（辻清明『行政学概論 上巻』東京大学出版会・一九六六年、三〇ページ、傍点・根岸）からである。

(11) このような包括的な項目選択のし方は、特定の価値的立場に基礎づけられる「応用的科学」としての全体への統合においては、その立場からは選択にもれる項目のウェイトをゼロとすることによつて、その立場の個性を十分に生かすことができる。

### 第三章 政治的な実践目標の個性・(一)——属性記述の項目

国家社会（全体としての政治的な実践目標）の価値の個性を表現するための属性記述の項目を選び出すということは、われわれの意識的努力（政治的実践）の対象となりうる個々の全体秩序（第一義的な意味での政治的な実践目標）の異なる種類を発見することである。これは、理論的には未整理な形ではあつても、対立抗争する政治的諸勢力の政治的主張のなかに現われているということが出来る。なぜならば、その政治的主張は、それらの政治的勢力がそれに価値をみとめみずからの政治活動を通して実現しようとする社会的状態を言語的に表現したものであり、それはまさに本稿で私が政治的な実践目標と呼ぶものに外ならないからである。また、それは、政府（またはその意味での国家）の行なう諸活動がもたらす社会的状態（目的）のなかに具体的に現われるということが出来る。なぜならば、政府は対立抗争に勝利をおさめたひとつの政治的勢力の権力を掌

握した姿であるからである。

ところで、いわゆる国家は、「あらゆる組織のなかでも最大の組織」——「特定の目的を達成するために意図的に計画してつくられた「人間集合の」単位」——であるといわれる。<sup>①</sup> 国家の場合この「特定の目的」は政府の目的といいなおすことができるから、国家を政府の目的を達成するための組織であるということが出来る。また、全体秩序は、目的統一性につらぬかれて国家社会の成員(国民)の間に配置された地位・役割の体系、すなわち一種の社会構造であるということが出来る。そこで、いわゆる国家をこの意味での組織と考え、そこにその成員のすべてにわたる社会構造のいかなる類が現われるかを考察することによつて、本章で問題にする全体秩序の種類分けを行なうことができる。

一般に組織は、その目的を達成するためにみずからの成員の行動を規制する組織構造をもつが、その規制自体は目的ではない。ところが、いわゆる国家の活動の特殊性は、その活動の目的自体が国民のすべてにわたつての行動規制にある。<sup>②</sup> したがつて、政府の目的を達成するための組織(いわゆる国家)にあつては、その目的において、その成員(国民)のすべてにわたる組織構造(全体秩序)が現われてくる。加えてこの種類の全体秩序はいわゆる国家の目的が「全般的・非限定的」であること<sup>③</sup>から、そのなかでの種類分けがさらに可能なものである。

組織の目的が達成されるためには、組織によつて一定の活動(機能)が行なわれる必要がある。そして、この機能を内容とする形式としての構造が、その組織の成員の間に形成される。<sup>④</sup> 政府の目的を達成するための組織(いわゆる国家)にあつては、この機能において、その成員(国民)のすべてにわたつて現われる組織構造が全体秩序と呼ばれうるものとなる。この種類の全体秩序(構造)は、その内容的・動的な局面である機能の種類に対応させてさらに区分することが可能である。

一般に組織がその目的を達成するために必要とする諸機能は、つぎの四つに区分することが出来るであろう。

(一)組織活動案の明確化と設定 Ⅱ(Ⅲ)組織目標案とその達成のために必要な組織構造案の明確化と設定。組織はそれが「達成

すべき目的」をもつていなければならない。<sup>(5)</sup>組織が達成すべき目的とは組織の全体としての活動がその結果として生起させることが望まれている状態（以下組織目標と呼ぶ）であり、それはいまだ実現されたものではなくその実現が目論まれる案——言語的に表現されたもの——である。組織目標が明確化され設定されたとしてもそれだけでは、組織が全体としておよび組織の個々の成員または部署がそれぞれいかなる活動を行なえばその組織目標を生起せしめうるかは、いまだ明らかではない。したがつて、設定された組織目標を結果として生起せしめるために必要な組織の全体としての活動、および、組織が全体としてその活動を行なうために組織の個々の成員または部署それぞれが分担して行なうことが必要な活動が明確化され設定される必要がある。このように組織目標にしたがつて定まる組織の成員の間における活動の分担の案は、組織の「成員間の相互作用あるいは社会関係における地位と役割」を定めており、それを組織目標の達成のために必要な組織構造の案と呼ぶことができる。<sup>(6)</sup>

(二)組織構造の整備（または組織の管理）  
明確に設定された組織目標の案が現実には、組織の成員または部署の間での活動分担の案と個々の成員または部署の現実の活動との間の整合性が確保されることが必要になる。これは「目標達成のための手段」としての組織構造が「整備」されることであり、組織構造の案にしたがつて、実際に人員を配置し物的手段を整備し、各成員・部署の活動を実際に相互調整して、組織全体としての目的統一性を実際に確保する機能である。

(三)組織目標の達成<sup>(8)</sup>  
以上に加えて、組織の個々の成員・部署が組織目標の達成のために各々に分担すべきものとして課された活動案を実際に遂行し、その結果組織が全体として、設定された組織目標を結果として生起せしめるために必要な活動を現実遂行するという機能が必要である。

(四)組織の対外的調整  
組織による特定の目的の達成は、その組織が存続することによつてはじめて可能となる。この意味での組織の存続の維持の機能は、(1)組織の成員となり組織目標の達成につながる活動を実際に遂行する人員を組織の環境か



ら確保すること、および、(ロ)種々の原因によつて当該組織が「消滅する」<sup>(9)</sup>のを防ぐことの二面をもつ。また、特定の目的を達成するための組織の活動はその環境からの様々な影響にさらされており、環境からの影響に対するなんらかの調整が必要となる。

以上に述べた(一)・(二)および(四)の機能もまた当該組織の成員・部署によつて果されるものであるから、それぞれの機能に關しての活動の分担の案を明確化し設定する機能が(一)に付け加えられる。すなわち、(i)組織活動案の明確化と設定のために必要な組織構造案の明確化と設定の機能、(ii)組織構造の整備のために必要な組織構造案の明確化と設定の機能、および、(iv)組織の対外的調整のために必要な組織構造案の明確化と設定の機能がそれである。さらに(一)に追加されるものに、(iv)の前提として必要な、当該組織と他の組織・(当該組織の成員も含めて)すべての個人との間の関係をいかなる状態に保つことによつて組織の対外的調整をはかろうとするのかを明確に定める機能がある。

また、(二)の組織構造の整備は、(一)の(i)・(iv)において設定される四種類の組織構造に關しての機能であることはいうまでもない。

以上をまとめると、組織がその目的を達成するために必要な機能の区分はつぎのようになる。

(一)組織活動案の明確化と設定——(i)組織活動案の明確化と設定のために必要な組織構造案の明確化と設定、(ii)組織構造の整備のために必要な組織構造案の明確化と設定、(iii)組織目標案およびその達成のために必要な組織構造案の明確化と設定、(iv)組織の対外的調整のために実現されるべき当該組織と諸個人・他の組織との間の関係のあり方の案およびその達成のために必要な組織構造案の明確化と設定

(二)組織構造の整備——(一)の(i)・(iv)に關して

(三)組織目標の達成

#### 四 組織の対外的調整

したがつて、組織がその目的を達成するために必要とする組織構造は、この四種類の機能に対応する異なる四種類の構造、すなわち右のまとのめ(一)の(i)~(iv)に案としてあらわれる四つのそれであることができる。そこでわれわれは、政府の目的を達成するための組織としてのいわゆる国家の機能における全体秩序を、ここに明らかにした四種類に区分して考へることとする<sup>(11)</sup>。

この機能における全体秩序(構造)は、国家社会のすべての成員が協働することによつてはじめて表現されるような目的を達成するために国家社会の成員が全体として行なわなければならない各種の活動(機能)を、それぞれ全体に対する部分の諸活動(機能的諸要素)として明確に分解し、それぞれについてだれ(どの地位)にどの部分活動の機会(役割)を与えるかを定めて設定したものである。したがつて、この種の個々の全体秩序の具体的な考察は、それぞれの全体としての機能がいかなる機能的諸要素に分解されるか、また、国家社会の成員の間で各々の機能的要素を分担する機会(とくに“有利な”機会に注目して)がいかに配分されるかの視点から行なう必要がある。このような視点から論ずると、(i)は政治的決定を主体的に——みずからの意思によつて——なしうる機会が国家社会の成員の間いかに配分されるかの問題、(ii)は活動分担の案からの現実活動の逸脱を規制する役割が国家社会の成員の間いかに配分されるかの問題、(iii)はそれぞれの目標の達成との関連でどのような活動の機会が国家社会の成員の間いかに配分されるかの問題、そして、(iv)は主として外交および軍事の活動にあたる役割が国家社会の成員の間いかに配分されるかの問題をそれぞれ制度化したものであるということができ

る。

本章の冒頭に指摘しておいたように、政治的諸勢力の政治的主張のなかには、以上の考察で明らかになつた五種類の全体秩序への言及が含まれていることが予想される。そこでここにおいて、以上の考察の結果とつき合せるために、日本の五大

政党の綱領等の内容を分析整理してみる。

日本の五つの主要な政党の綱領等を一読して分ることは、その主張の具体的な内容の相違にもかわからず、争点項目についてのおおまかな一致が見られることである。各党ともその主張をいくつかの大きな項目のもとに整理しているが、その項目の言語的表現の違いにもかかわらずそれがカバーする問題領域は、(一)政治制度、(二)経済・社会、(三)国際関係の三つに大別されるといつてよい。

「政治制度」とは、政治的決定の方法・手続きのあり方の問題である。その特定のあり方として、いわゆる議会制民主主義が論じられている。つまり、政権獲得の方法としても政権獲得後の方法としても、「言論・集会・結社・信仰・良心の自由・完全なる秘密・平等・自由の選挙」等を保証し、「国民の自由な批判、反対党の存在とその批判」を認め、「政権の帰属と移動とは、あくまでも自由に表明された国民の意志「にもとづく多数決」によつて決定される。」というタイプがそれである。異なるタイプとしては、自由に表明された国民の意思にもとづく多数決の方法を否定する、(自由民主党の表現によれば)「暴力と破壊、革命と独裁」の「政治手段」があげられている。

「経済・社会」は、相当に広い問題領域をカバーしているが、大きくは(イ)生産活動の問題・(ロ)生活の物質面の問題および(ハ)生活の文化面の問題に分けて論じられているといふことができる。

(イ)「生産活動の問題」とは、生産活動の方式の問題が中心である。通常これは資本主義対社会主義というスローガンの下に論じられているが、民社党はより厳密に、主として国民経済の生産活動の面においての計画化の要素および価格機構・競争の要素の組み合わせの問題としてとらえている。つまり、資本主義のスローガンは後者の要素を強調して、生産手段の私有を認め「職業選択の自由と企業の自由を保障し、創意と努力に応じた報酬と利潤を認める」方式をよしとするものである。<sup>(16)</sup>社会主義のスローガンはこの逆であり、計画経済および産業・土地などの生産手段の国有・国営化を生産方式として是認するものである。<sup>(17)</sup>

(ロ)「生活の物質面の問題」とは、生活(生産にあらざる活動)の基礎の問題である。すなわちここでは、まず、生活を可能ならしめる所得の問題が論じられる。所得・富の配分、社会保障制度、所得を獲得する機会にかかわる雇用・最低賃金制度、所得の支出にかかわる物価等の問題がそれである。つぎに、生活が行なわれる場つまり生活環境の問題が論じられる。住居、医療・公衆衛生その他の施設、および、公害の問題等がそれである。最後に、生産活動に従事しなくてすみしたがつて生活活動がそこで可能となる余暇(逆の面は労働時間)の問題が論じられている。<sup>(19)</sup>

(19) 「生活の文化面の問題」とは、教育・学問・芸術・宗教・科学・技術・思想表現・余暇活動等の機会にかかわる問題である。(21) 最後はまた、社会的身分にもとづく差別の問題も論じられている。(22)

最後に、「国際関係」の標題の下では、つぎの諸点が論じられている。すなわち、なんらかの原因によつて生ずる国家の安全、経済等の問題をめぐる国際紛争の解決のために、国際関係の調整がはかられる必要がある。その調整のし方としては、条約等にもとづく外交的・平和的解決か軍備・集団安全保障(軍事同盟)体制にもとづく軍事的解決の二つの形が論じられている。その際、いかなる国家または国家群との協力提携・連帯・友好関係を結ぶか、国際連合の役割をどう評価し位置づけるかが、重要な鍵になつてい(23)る。

本章の冒頭に指摘しておいた第二の点は、政府(またはその意味での国家)の活動の目的のなかに異なる種類の全体秩序が現われるであろうということであつた。

従来政治学においては、いわゆる国家は百般の目的を手当り次第に行なうがどれひとつとして特定の目的をもたないといふ論じられるのが通例であつた。(24) その百般の目的の具体的内容としては、「治安・防衛・文化・経済」などがあげられる。(25) このような意味での国家の諸活動・機能の分析結果には、日本の五大政党の綱領等のなかには顕著に現われてきていない問題領域が二つほどある。ひとつは、例えばR・M・マッキイヴァが警察・裁判機能と呼ぶものである。(26) これは、いわゆる国家が特定の姿にあることを維持しようとする活動である。(27) 他のひとつは、例えば政治発展論の系譜において外敵の侵略を防ぎ秩序ある政治変革をとげるために必要な政府の諸機能を示したH・リギンズが、政治的統合・国家的統一の確保と呼ぶものである。(28) これは、国家社会の具体的な姿はさておき、その問題が論じうる以前の問題としての一体的な国家社会そのものの存在を維持しようとする活動である。

政党の綱領等に現われる主張および政府活動の目的は、政治的実践の究極的な形態が政治権力を掌握することであるならば、すべて政治的な実践目標であるといつてよい。したがつて、ここにおけるそれらの考察結果と前述の五種類の全体秩序との対応関係が成立しない問題領域については、その理由の説明が必要である。

政党の綱領等の考察の結果明らかになつた三つの大きな争点項目のうち、「政治制度」は機能における全体秩序の(i)と「経済・社会」はその(ii)および目的における全体秩序に対応する。政府活動のうち警察・裁判機能は、機能における全体秩序の(iii)と関連する。全体秩序の整備の問題が今日の日本において争点化しないのは、整備の必要それ自体、規制の役割を警察・裁判所等に行なわせること、お

よび、その整備のし方の整合性が高ければ高い程よいことに關しては争いがなく、加えて一見整備のための拘束の問題と思われ  
る多くの事項が、実は(i)の問題であるからである。同様に、いわゆる国家の対外的調整の活動にあたる役割を定める全体秩序について  
いへば、具体的には外務省という政府機関を中心にして外交事務の処理を行なわせることや自衛官・警察官の選抜方法等が今日人びと  
の重大な関心をひいていないだけであつて、将来外交官の職業化・徴兵制の問題等が争点化する可能性は大きい。また、憲法第九条と  
自衛隊に關する論議は、機能における全体秩序の(ii)の問題としてではなく、むしろその前提としての、そもそも自衛隊が対外的調整の  
手段として必要か否かという、つぎに論ずる「國際關係」の問題であると考へられる。

政党的綱領等に現われた「國際關係」および政府活動の目的としての政治的統合・國家的統一の確保の二つの問題領域  
は、前述の五種類の全体秩序とまつたく対応しない。これらは直接には個々の全体秩序とかかわり合ひをもたない問題領域  
であり、第一義的な意味での政治的な実践目標の問題ではない。それは、組織がその目的を達成するために必要な機能の区  
分の四にかかわる問題である。この組織の対外的調整の問題は、すでに指摘したように二つに分けて論じられる。ひとつは  
組織そのものの存続であり、他は特定の内容をもつた組織の活動(したがつて組織構造)の維持である。

いわゆる国家にあつては組織そのものの存続の問題は、国家が原則として一定領域内に居住する者すべてを強制的にその  
成員とする<sup>(29)</sup>ことから、組織の成員となる人員の環境からの確保が移民とか亡命とかにもとづく帰化の問題としての外は現わ  
れない<sup>(30)</sup>。そこでこの問題は主として、当該国家と他の国家との關係および当該国家とその成員のなかの「反乱分子」との關係  
における当該国家の一体性の確保の問題という形をとる。国家の一体性の確保は、政府や政党が前述の五種類の全体秩序の  
それぞれをいかなる内容をもたせて形成・維持するか、すなわち、国家社会の価値の個性づくり(屬性記述)の問題が論じう  
る前提となる(定義項の)問題である。したがつてそれは、政治的統合に一応疑いがない今日の日本においては政党の政治的  
主張のなかに顕著には現われず、發展途上国の比較研究においては主要な関心事のひとつになることが理解される。この意  
味での「特殊性」を確認したうえで、私は政治的統合(國家的統一)の確保を政治的な実践目標のリストに加えておく。

第二の問題はいわゆる国家にあつては、特定の内容をもつ全体秩序の維持の問題の国際的側面として現われる。「国際関係」の標題のもとに各政党が論ずるものは、主としてこの問題に関連する。当該国家と他の諸国家の間の関係を一定のあり方に設定することは、この観点からは当該国家内部の特定のあり方を実現するための手段（第二レベル以下の政治的な実践目標）としての意味しかもたない。しかしながら、例えば社会党が「わが党の本来の歴史的使命（社会主義革命）と重大なる任務（民族の独立）達成のため、われわれはこの二つの闘争を密接不可分のものとしたたかいぬく。」と述べているように、国際関係の調整の問題は第一義的な意味での政治的な実践目標と同等に近い重要性をもつという意味で「特殊性」のある特別な種類の第二レベル以下の政治的な実践目標と考えることができる。したがつて私はこれも、この意味での「特殊性」を確認したうえでわれわれの政治的な実践目標のリストに加えておく。

- (1) アミタイ・エツイオーニ（渡瀬浩訳）『現代組織論』至誠堂・昭和四二年、一、五、三三ページ。
- (2) この意味での「国家の特殊性」は、潮田江次教授によつて明らかにされている。すなわち、「国家全体が社会関係を維持改善するのは、他の団体と異なつて単なる保身強化〔すなわち団体の自営活動〕の為にばかり行なふのではない。国家団体本来の目的〔すなわちその職能活動〕が社会関係一般の維持改善にあるのである。」(3)〔潮田〕七五ページ。参照、同、七六、七七ページ。
- (3) 参照、7〔矢部〕一四五ページ、および、8〔中村〕三七七ページ。
- (4) ここでは、「明確な全体配置状況のもとに、集団の目標や価値基準にしたがつて配置された地位関係——その意味での「諸部分の配置」——として「構造」をとらえ、「これらにおいて遂行される活動」として「機能」をとらえている。つまり、「構造……は機能の作用と持続から派生した結果」である。（参照、堀原勉他編『社会学の基礎知識』有斐閣・昭和四四年、二〇ページ、および、新明正道『社会学的機能主義』誠信書房・昭和四二年、一五、二九七—三〇〇ページ。）
- (5) 9〔綿貫〕一九四ページ。
- (6) 参照、9〔綿貫〕一九三ページ。
- (7) 9〔綿貫〕一九五ページ。
- (8) 参照、9〔綿貫〕二〇一ページ。
- (9) 9〔綿貫〕一九七、二〇一ページ。

- (10) 石田雄『現代組織論』岩波書店・一九六一年、四八ページ。
- (11) 国家社会の成員からなる組織(いわゆる国家)がその組織目標を達成するために必要とする機能(活動)は本文中の四種類が考えられるが、それらすべてが、政治的活動と呼ばれるものではない。政治的活動は全体秩序の形成・維持・変更にかかわるものであるから、定められた全体秩序の枠なかで実際にいわゆる国家の目的を達成する活動(本文中の(三))は政治ではない。その枠づけをすることが政治である。すなわち、東海道線を公共企業体  
 日本国有鉄道の事業とし、東横線を私企業日本東急行電鉄(株)の事業と定めることは政治である。しかし、国鉄職員改組は政治であるが私鉄職員の  
 同じ行為は政治ではないということにはならない。
- (12) 参照、10〔自民党〕三ページ、11〔社会党〕五一、五五、五七ページ、12〔公明党〕一八ページ、13〔民社党〕二二―三二ページ、14〔共産党〕一八、三〇ページ。
- (13) 11〔社会党〕五八ページ、10〔自民党〕五、一七ページ、13〔民社党〕二二ページ。
- (14) 10〔自民党〕一ページ。
- (15) 参照、13〔民社党〕二二―二四ページ。
- (16) 10〔自民党〕一六、五ページ。
- (17) 11〔社会党〕六〇、六一ページ、14〔共産党〕二二、三〇ページ、13〔民社党〕二二―二四ページ。
- (18) 11〔社会党〕六〇ページの表現を参考にした。
- (19) 参照、10〔自民党〕五、一〇、一六、一七ページ、11〔社会党〕五六、六〇、六一ページ、12〔公明党〕一九ページ、13〔民社党〕二二、二五、二六ページ、14〔共産党〕二二、二二、二三ページ。
- (20) 11〔社会党〕六〇ページの表現を参考にした。
- (21) 参照、13〔民社党〕二七―二九ページ、14〔共産党〕二四ページ。
- (22) 14〔共産党〕二二ページ。
- (23) 参照、10〔自民党〕一、三、一〇―一二、一八、一九ページ、11〔社会党〕五一、五二、五七、六〇、六一ページ、12〔公明党〕一八ページ、13〔民社党〕一〇、二四、二九、三〇、三一ページ、14〔共産党〕一八、一九―二〇、二四、二八ページ。
- (24) 7〔矢部〕一四五ページ。また、参照、3〔潮田〕第二部・初論・七「国家の目的」および4〔Rauerman〕三五ページ。
- (25) 参照、田畑忍『政治学』(全訂版)ミネルヴァ書房・昭和四一年、九五ページ。
- (26) R・M・マッキイヴァー(秋永肇訳)『政府論』勁草書房・一九五四年、三六七―三六九ページ。
- (27) 鈴木安蔵氏は、これを「一定の社会構成態・・・を維持すること」と表現している。(鈴木安蔵『全訂 政治学原論』勁草書房・一九六二年、二六ページ)。

(28) Howard Wriggins, "Foreign Assistance and Political Development," in Asher, Robert E., et al., *Development of the Emerging Countries: An Agenda for Research*, the Brookings Institution, Washington, D. C., 1962, p. 183.

(29) 参照 8 「中村」三六―三七ページ、等。

(30) 他に、減少をくい止める方向での人口問題として現われることは可能である。

(31) その国内的側面を、警察・裁判機能と考えることができる。

(32) 11 「社会党」五七ページ。また、内山正熊教授は、「外交は国内政治に較べて従属的地位を占めるといふ見解は今や通用しなくなっている」と述べてゐる(15 「内山」二三ページ)。

#### 第四章 政治的な実践目標

政治的な実践目標には、少なくとも、第一義的な意味でのその五種類と特殊なその二種類がある。第二章で論じた理論的立場からは、それらのすべてが論じられる必要がある。しかし本稿ではそれを充分に承知した上で、一応、現在日本で争点化している問題に限つて詳論を行なつてみる。したがつて本稿の議論は、少なくとも現在の日本においては政治を理解するための基礎としてかなりの実用的満足を与えてくれるものであるが、政治的価値の日本・現在という限定条件つきでの近似的表現に役立つにすぎないものであることをあらかじめ明らかにしておく。<sup>(1)</sup>

(1) しかし、これらの項目による表現は日本の五大政党の政治的立場の広がりからいつて、現在の世界的な規模での普遍性をかなりもつているように思われる。

#### (一) 政治的決定にあたる役割を定める全体秩序

日本の五大政党の綱領において「政治制度」の標題のもとに論じられたのは、国家社会の成員からなる組織における組織活動案の明確化と設定——その組織の多元的な組織目標を明確化し、国家社会の一体性および特定の全体秩序を維持するた



めの国際関係のあり方を定め、さらに、各種の全体秩序を明確化して設定すること——のために必要な全体秩序の問題であった。これを、政治的決定にあたる役割を定める全体秩序と呼ぶことにする。組織活動案の明確化と設定は、意思決定によつて行なわれる。したがつて、ここに問題となつている政治的決定は国家社会の規模で行なわれる意思決定であるといつてよい。すなわちそこにおいては、意思決定の機能的諸要素が国家社会の成員の特定の部分の人びとによつてそれぞれ分担して遂行されると考えることができる。

ところで合理的・包括的という意味で理想的な意思決定は、まず関連するすべての価値(目標)をその相対的重要度を明らかにして列挙し、つぎに必要なすべての情報を集めかつ入手可能なすべての理論に依拠しつつ、目的・手段の關係からすべての可能な方策案を描き出し、そのいずれが諸価値の最大の達成をもたらすかに関して組織的な比較研究を行ない、最後にそのようなものとしての特定の方策案を選び出すという手順を踏むものであるが、それは人間の知的能力・情報収集能力および時間・費用の限界のゆえに実際にはまれにしか行なわれない。<sup>(1)</sup>したがつて現実的な意思決定は、つぎのような手順を踏んで行なわれると考えられる。すなわち、(一)情報を収集して現実の世界のイメージをつくる。このイメージと「望ましい」状態の觀念とを比較し、その間のギャップが許容しえない程度に大きく感じられる場合には、実践活動を通しての現状変更の必要性を認める。(二)そのギャップをならかの程度において縮めると考えられるいくつかの実践活動案を案出する。(三)それらの活動案ひとつひとつがもたらすと考えられる結果——現状を変更した新しい状態——および現状の比較考量から、「望ましい」状態の觀念にもつとも近いと思われるものを選び出す<sup>(2)</sup>というのがそれである。したがつて、意思決定の主要な機能的要素として、「特定の結果(状態)をもたらす(生起せしめる)実践活動案の提示」および「提示された実践活動案の間での選択」の二つをあげることができる。<sup>(3)</sup>国家社会の規模で意思決定が行なわれるためには、この二つの主要な機能的要素を果たす役割をもつた諸々の地位が国家社会の成員の間に設定される必要がある。そして、これが政治的決定のための全体秩

序となる。この際、どのような地位がどのように相互に関連づけられて設定されるかによつて、政治的決定のための全体秩序の具体的な姿が多様な形で現われてくる。

特定の具体的な全体秩序の基本的性格を決めるのは、つぎの二つの問題に關してのその秩序のあり方である。まず、(一)すでに明らかなように、実践活動案の提示は、現状に關する情報の収集および少なくともある程度一般化された知識(理論)の獲得を基礎にはじめて可能となる。したがつて、この機能的要素と関連して、研究・教育・言論・表現・出版・報道・思想・集会・結社の機会を国家社会の成員の間にいかに配分するかの問題が現われる。つぎに、(二)提示された諸案の間での選択に關して意見の一致がえられない場合が多いこと、および、選択がひとつの問題に關して「一度行なつたらそれで終り」というものではない〔く〕・・・なんどでも際限なくくり返される<sup>(4)</sup>ものであることから、みずからがよしとする実践活動案をみずから選択し決定案とする機会を国家社会の成員の間にいかに配分するか、および、時間的に間隔をおいてなされる同種の問題についての異なる二つ以上の選択の間の關係をどう理解するかの問題が、第二の機能的要素と関連して生れる。

その基本的性格は、ケルゼンの言葉を借りれば「政治上の絶対主義と相對主義<sup>(5)</sup>」の立場を二つの對極とする形で現われてくるといえるであろう。絶対主義の立場とは、政治的な実践活動の目標として絶対的に妥当する特定の客觀的真理が存在しかつそれが確定できると考え、したがつて、国家社会の規模での意思決定においては、個々の成員が主觀的になをよしとしようとも、つねにその特定の客觀的真理が選択決定されるような制度的編成が採用されることが必要だとする立場である。これに対して相對主義の立場とは、政治的な実践活動の目標として絶対的に妥当するようないかなる特定の客觀的真理も存在しないと考え、したがつて、国家社会の規模での意思決定においては、まずある時点において便宜的に特定の相對的真理が選択決定され、それが後に続く別の意思決定の機会に經驗的に修正され新たにその時点時点での相對的真理として便宜的に選択決定され直すことができるような制度的編成が採用されることが必要だとする立場である。

絶対主義の立場のように、政治的な実践活動の目標に關する「価値判断が、いつ如何なる場合にもすべての人々に対して妥当であつて、判断する主観だけに限られることはない」と主張できるのは……それが絶対的權威によつて立証される場合のことである。<sup>(6)</sup>この絶対的權威とは一定の理論の權威であり、その理論を理解しそれを信する者の發言・意見がもつ權威である。したがつて、絶対主義の政治的決定にあつては、提示される実践活動諸案のなかにその理論が示す客觀的真理が含まれており、かつ、最終的に選択決定されるものがその客觀的真理でなければならぬ。この選択を保證するには、むしろ攪亂要因としての誤つた他の実践活動案は提示されない——その理論を理解し信する者以外の人びとには政治的な実践活動案を提示する機会を与えない——方がよいといえる。また、選択の方式はその結果を保證するものであればなんでも構わないわけである。

一方、相對主義の立場においては、絶対的にこれが真理であるとして政治的な実践活動の目標に定めうるものがないのであるから、実践活動案の提示は、たとえそれが特定の理論からすれば誤つていようが欺瞞されていようが、個々人が主觀的に抱く——したがつて永久不動(客觀的)なものではなく、時と場所によつて変転し、<sup>(7)</sup>その具体的内容の多様性を常態とする——生々しい意思・意見・意欲——彼らが「自分たちの最善だと信じているところのもの」——<sup>(8)</sup>の差別のない表明を通してしかありえない。つまり、相對立する意見——特定の立場からみれば種々の反対意見——の表明が、すべて他の個人または集団によつて妨げられずになされうるよう、研究・教育・言論・表現・出版・報道・思想・集会・結社の自由が制度化されなければならない。<sup>(9)</sup>提示された多様な実践活動案のなから特定の相對的真理を選び出す「便宜」の方法は、歴史的にも多数決である。すなわちこの方法は、みづからそれが自分のためになると信じているものを自分の政治的な実践活動の目標として主体的に決定することができる者の数を各時点において最大とすることを可能にする方法である。<sup>(10)</sup>

政治上の絶対主義と相對主義の立場を以上のように理解すれば、国家社会の規模での意思決定の方法の基本的性格は、国

家社会の成員の間で政治的決定を主体的になしうる機会がいかに配分されるかによつて定まるといへよう。この相対主義と民主主義と呼び、絶対主義を専制主義と呼ぶことができる。<sup>(11)</sup>

(1) 16 [Lindholm] 一九三—一九四、一九八、三〇一ページ。

(2) Cf. Anthony Downs, *Inside Bureaucracy*, Little, Brown and Co., Boston, 1967, pp. 175—176. C. E. リンドブロムは現実の意思決定の型をほぼダウンスと同様に考え、それを継続的限定比較法と呼んでいる。その特徴はつぎの諸点に見られる。(一) 価値(目標)の相対的重要度は抽象的に示すことが不可能であり、いくつかの価値の異なる達成度の組み合わせとしての個々の具体的な政策案(活動案)の間で実際に選択が行なわれる場合においてしか示しえない。つまり、目標達成のための政策の選択と目標自体の選択が、同時に行なわれざるをえない。したがつて、(二) どれが「望ましい」政策案かの判定は目的合理性によることはできず、直接政策のもたらす諸結果の間での判断になる。(16 [Lindholm] 一九五—一九八ページ。)

(3) H. A. サイモンはつぎのように述べている。意思決定の過程は、つぎの特徴を共通にもつている。すなわち、「いかなる時点をとつてみても、所与の個人が任意に採用することができる多数の(物理的に)可能な活動の選択肢がある。なんらかの過程を経て、これらの多数の選択肢が、実際に遂行されるひたひたに局限される。」(Herbert A. Simon, *Administrative Behavior*, The Macmillan Company, 1961, 2nd ed., p.4. 傍点・根岸)

(4) 16 [Lindholm] 三〇一ページ。

(5) 17 [ケルゼン] 第一部。

(6) 17 [ケルゼン] 四二ページ。

(7) 参照、齊藤敏『政治学入門』有信堂・昭和四〇年、八八—八九ページ。

(8) 17 [ケルゼン] 九七ページ。

(9) 参照、「寛容・少数者の権利・言論の自由・思想の自由など……は、絶対的価値への信仰に基礎をおく政治制度の内には住みつくことが出来ないのである。」(17 [ケルゼン] 九七ページ)

(10) ケルゼンは多数決の原理に関して、つぎのように述べている。「条件つきでない、単純な多数決の原理が、相対的に最もよく自由の觀念に接近する性質をもつている。この原則によれば、社会秩序に従属する人々の間で、その秩序に同意する者の数が、その秩序に——完全にか、部分的にか——不賛成でありながら、服従している者の数よりも、常に多いことになると見てよい。……多数決の原理を支えている思想は、社会秩序を、できるだけ多くの従属者から同意され、できるだけ少い従属者から反対されるものにするものである。政治的自由とは、個人の意志と、社会秩序にあらわされる集団の意志との間の一致を意味する。結局、その政治的自由を、社会の内部で可能なかぎり最高度に保証するのが、単純な多数決の原理である。」(17 [ケルゼン] 六一—六二ページ)

(11) これは「民主主義」というコトバの歴史的用例を考慮して定めたその用法のひとつの規約であつて、民主主義はよいものであるといつた価値判断と

は一切関係づけて考えられてはいない。

## (二) 「政治の内容」としての全体秩序

日本の五大政党によつて「経済・社会」の標題のもとに論じられた諸問題は、「政治の内容」としての諸々の全体秩序のあり方のそれであるということができ<sup>(1)</sup>る。それらを経済的問題と非経済的問題に分けて考えるならば、前者は生産活動および生活の物質面の問題にあたり、後者は生活の文化面の問題にあたるといえる。現在の日本において、非経済的問題が争点化していないとは必ずしもいえないであろうが、その主要な争点に見えるものの多くは政治的決定にあたる役割を定める全体秩序の問題に転化した形で論じられていると考えられるので、本稿ではこの問題の議論は一応将来論すべき問題として残し、ここでは前者の経済的問題のみを論ずることとする。

経済政策学は、政府を、なんらかの目的を一定の国民経済の構造(制約条件)のなかで——それ自体をみずから形成・変更することができるという点に特殊性をもつが——最大限に達成しようとするひとつの「経済的行動単位」としてとら<sup>(2)</sup>える。政治学は、このようにして政府が実現する経済政策の目的およびその実現のために用いられる政策用具が、国家社会の成員の全体にわたるなんらかの秩序づけ(構造)をもたらすものであるならば、それもまた一種の全体秩序であると理解し、それを政治的な実践目標のリストに加える。

経済的行動単位として政府が行なう経済政策の効果(政策目的)は国家社会の成員のすべてにわたつて生じ、そこに目的における全体秩序と考えられるものが現われる。ところで、経済政策学においては、経済政策の効果を「生産効果」と「分配効果」に分かつことが理論的に可能であると考えられており、社会の生産的編成と生産物の分配とが必ずしも不可分かつ宿命的な結びつきをもつていない<sup>(3)</sup>。したがつて政治学においても、経済政策の目的の実現がもたらす全体

秩序を「生産」と「分配」の二種類に分けて考えることができる。

経済政策の「分配効果」は、国家社会の成員の消費生活のあり方を決定する。すなわちそれによつて、個々の家計（消費計画の主体）がそれぞれいかなる種類の消費生活の経済的基礎（消費財・サービス・余暇）を獲得する機会をうるかを定める全体秩序が形成される。また、経済政策の「生産効果」は、国家社会の全体にわたる生産的編成のあり方を決定する。すなわちそれによつて、生産のために使用される諸資源の用途別さらには企業（生産計画の主体）別配分を定める全体秩序が形成される。

これらの二つの全体秩序の具体的な姿は、つぎの配分問題に対する答をもつて記述することができる。すなわち、単位期間において、(一)国民所得（実質）をいかなる割合で現在の消費と将来の消費（純貯蓄プラス減価償却）とに配分するか、(二)国民所得に占める政府財政の規模をいかなる割合にするか、(三)個々の家計および企業にそれぞれの消費生活または生産活動に必要な資源をいかに配分するか、および、(四)イ、社会資本をいかなる水準が形成し、ロ、社会的サービスをいかなる割合で消費のためのそれ（生活の共同基盤）と生産のためのそれにまたハ、異なる項目間で配分し、さらに、ニ、それを使用する機会を個々の家計および企業の間*（4）*に配分するか、がその間である。

国民の消費生活のあり方に関して主要な問題となるのは、一般的な生活水準の高さ（一）および(四)のロによつて定まる）と個々の家計のとり分の平準さ（二）および(四)のニによつて定まる）である。また、生産活動のあり方に関して主要な問題となるのは、経済成長率の水準（三）および(四)のロによつて定まる）と特定の産業・地域の保護・開発（四）および(四)のニによつて定まる）である。経済成長率の問題に関しては、従来より高い水準をよしとする意見が大勢であつたが、公害問題・ゴミ処理の問題などの発生によつて、それに対する反省が起りつつあるといつてよいであらう。<sup>(5)</sup> また、特定の産業・地域の保護・開発（または抑制を考えなければならないこともある）の問題は、時と場所によつてきわめて多様な形で現われてきている。<sup>(6)</sup>

以上の諸点を総合して考えると、政府が採用する経済政策の効果として定まる全体秩序（国民の消費生活のあり方を決定するもの、および、国家社会の全体にわたる生産的編成のあり方を決定するものを二つで一組と考へて）の基本的性格は、いわゆる生産（第一または優先）主義と生活（第一または優先）主義を対極とする形で今日争点化しているということができよう。この二つの対立する考へ方は、つぎのような内容をもっていると考えられる。

「もともと、生産力が不均衡で、生産を欲するとき、社会は生産主義をつくりあげる。ここでは資本と労働力の調達と利用のために、生産が秩序づけられ、生活も決められてしまう。」すなわち、ここでは第一の関心が経済成長と能率にあり、生活への配慮は成長を支える条件としてかまたは成長の余力による恩恵としてしか現われない。歴史的にみて、はじめ社会政策はこのような生産主義の考へ方から生れた。大河内一男氏によれば、社会政策は、資本制産業の存立にとつて不可欠の生産要素たる労働「力」の調達とその保全または培養を中心とする、総体としての資本にとつての「生産政策」として発生したのである。<sup>(8)</sup> このような生産主義によつて性格づけられる消費生活のあり方を定める全体秩序にあつては、一般的にいつて人びとの生活水準はより低い点で固定され、一部少数者と他の多数者との間の生活水準の格差が大きくなり、生活の共同基盤が貧弱となる傾向がある。

ところで、歴史的にみれば、経済の発展・生産力の拡大は生産主義から人間を解放し、生活主義が生れるのを可能にしてきた。<sup>(9)</sup> 「一般に近代社会の生産力は社会的見地からみて必要最低限の生存費——その下に何を含めて考へやうとも——を超えるところの余剰の生産を可能にしていることは明かであり、かかる余剰の分配はつねにその社会の制度的構造によつて規定せられる」のである。<sup>(10)</sup> 生活主義は、労働「者」に注目しその生活環境を社会の制度的構造のなかで問題にする右の意味の余剰の「分配政策」として理解される。ここでは、生物学的な必要最低限の生活条件の満足はもちろんのこと、われわれの生活の共同基盤の充実が重大な関心事となる。<sup>(11)</sup> このような生活主義によつて性格づけられる消費生活のあり方を定める全体

秩序にあつては、人びとの生活水準はより高い点まで引き上げられる傾向があるうし、人びとの間において生活の平準化がより進展する傾向がみられるであらう。

生産主義と生活主義の相違をより具体的に示すために、その対立が今日集中的に表現されていると考えられるいわゆる公害問題に言及してみよう。

明治以降の日本の近代化の過程は、産業基盤の整備を重視し生活環境の整備を軽視してきた。そこでは、経済効果が期待されない公害防止のための措置は、原則として講じられなかつた。<sup>(12)</sup>昭和三十年代以後になつてもこの基本的姿勢は変わらず、「わが国の施策は経済基盤の強化育成、開放経済・高度経済成長など経済中心主義を基調としていたから、公害対策という、それ自体資本の論理の外にあり、むしろ経済成長と矛盾抵触する施策は、いわば体系的または体質的にとりこまれない性質のものであり、産業の発展」のためには生活環境の多少の犠牲はやむをえないと考えられてきた。<sup>(13)</sup>政府のこの基本的姿勢は、昭和四十年に公害対策基本法案が国会に提出されるに及んでも変わらず、ごく最近まで昭和四十二年八月に成立した「公害対策基本法」の第一条二項にあつた「生活環境の保全については、経済の健全な発展との調和が図られるようにする」という考えとして存続してきた。<sup>(14)</sup>このような生産主義の全体秩序は、たとえ自由民主党が考え方の転換を行なつたといつても、過去から引き継いだ事実として依然われわれの消費生活のあり方を規定している。そこにおける明白な事実、一般的にわれわれの生活環境が公害にむしばまれた快適ではない状態にあるということであり、また、そのような一般的状态のなかで、「自力で公害防止施設を購入したり、被害地域に居住することをさける高額所得者は被害をまぬがれるか、被害は少ない」ということである。<sup>(15)</sup>

このような生産主義の政策に対して、人びとの不満が表明されなかつたわけではない。明治二十年代に府令による煤煙の規制をもたらし大阪における煤煙防止住民運動は、そのような意思表明の初期の例としてあげられるが、<sup>(16)</sup>生産主義に対する人びとの不満の声が公害反対運動となつて大きく発展し、それが政府や地方自治体によつて無視できなくなつたとき、<sup>(17)</sup>はじめて政策の転換——したがつて、生産主義の全体秩序の生活主義のそれへの変更——の動きが現われてきたといつてよいであらう。

公害の觀念のし方は必ずしも統一されていとはいえないが、つぎのような理解は示唆に富んでいる。すなわち、自然的・人為的要因の組み合せの結果としての既存の生活環境は人間の生活に最適な環境条件であるという保証は少しもなく、したがつて人間はそれを



改造してより快適な生活環境をえようと努力する。このような努力は既存の条件からの偏差(改造された部分)を生み出すが、そこには人間に対して有害作用を及ぼす部分が含まれていることがある。その有害部分が公害として問題化するのである。改造された有害部分(公害)の発生は、加害者の立場に立つ可能性をもつ産業(生産活動)と被害者の立場に立つ可能性をもつ住民(消費生活)の「接点」の形成のし方にかかっている。と。そこで、われわれがこの接点を「人間にとつて住むに適すると同時に居心地のよい場所としてのわれわれの自然の環境」を保全するという形で形成しようとするとき、そこに生活主義が生れてくるということができよう。つまり、生活主義とは、国民経済全体としての国民所得の配分を生活環境整備のための生活手段への部分と経済成長のための生産手段への部分に分けて考え、前者が「人間が人間らしく生きられる環境」を保全することができる水準にあることをまず第一に考える計画的配分をその核的な部分としてもつということが出来る。

以上に考察した経済的效果(目標)は、政府がひとつの経済的行動単位として、各種の経済政策の用具を操作することの結果としてもたらされる社会的状態である。ところで、政府がその経済政策を行なうにあたって同時に採用する多くの用具は相互に依存性をもち、それらの総体としてのひとつの体系(用具群)を形づくっている。この体系を形づくる個々の用具は、大別すると、「経済構造の一定の質的局面を変える」質的用具と「一定の構造の質的な枠の中で」ある経済量を操作する量的用具に分けることができる。したがって、政府が採用する経済政策の体系(用具群)の基本的性格はその質的用具によつて定まると考えることができる。この観点から経済政策の体系(用具群)の類型化を行なうことができる。それはまた、国民経済の異なる組織形態(いわゆる経済体制)を明らかにすることでもある。

「一般に経済体制は、経済活動全体の制御装置が市場であるか中央管理機構であるかによつて、「市場経済体制」と「計画経済体制」とに区分できる。前者は経済組織の全体を視野のうちにおく、「中央の経済計画が全く欠けてをり、経済的決定はすべて個別の主体に委ねられている」——国民経済の具体的内容が、多数の独立の家計および企業のそれぞれ自己のためにする経済的決定の総計として定まる——組織であり、後者は「中央の経済計画があらゆる経済的決定を包括し、私人の自主

的な経済的選択が全く否定せられている」——国民経済の具体的内容が、中央政府の立場からする個々の経済主体（家計と企業）の経済的決定に対する統一的規制によつて定まる——組織である。<sup>(26)</sup>さらに、この二つの組織類型を対極とする中間に、双方の特徴を合せもつ中間類型を考へることができるとすなわち、ひとつは市場経済体制を基盤としながらも、本来多元的な経済計画の総計をはかる市場機構の運行に政府が計画的介入を行ない、その多元性を統一的な意図によつてやわらげようとする「混合経済体制」であり、他は計画経済体制を基盤としながらも、それに市場的要素を加味する結果、「厳密な意味での経済計画の唯一性は失はれて、各個人の自主的な選択が部分的に認められ」る「分権的計画経済体制」である。<sup>(27)</sup>このような中間類型は、基盤となる制度がいかなる局面において修正されるかによつて、多様な姿を示すことになる。

このように、国民経済の組織形態（いわゆる経済体制）が、国民経済の舞台上に登場するすべての経済主体（家計と企業、および政府）の間において、それぞれの任意にまかされる経済的決定という意味での活動の領域を画定するものであるとすれば、それは一種の機能（すなわち組織がその目的の達成のために必要とする機能の（三）「組織目標の達成」）における全体秩序にほかならない。すでに論じた経済政策の目標と関連づけるならば、目標としての全体秩序の具体的な姿を定める配分問題のそれぞれを決定する経済主体はいずれであるかが問題になる。また、ここで消費と生産とを区別するならば、経済政策の用具に関連して、（一）消費計画の主体としての個々の家計の任意にまかされる経済的決定がいかなる領域において認められるか、および、（二）生産計画の主体としての個々の企業の任意にまかされる経済的決定がいかなる領域において認められるか、という二種の全体秩序が形成されるということができるとす。

この問題は、政治上普通、資本主義対社会主義として争点化する問題にその一部分として含まれている。すなわち、資本主義と社会主義の「組織面」での相違が資源配分形態と所有形態とに現われるとすれば、<sup>(28)</sup>市場機構と中央管理機構の組み合わせ方の問題は資源配分形態のそれにあたる。ところで一方の所有形態の相違とは、生活手段・生産手段が私有であるか公有

であるかの違いを意味する。この区別は、資源配分形態の区別と「かならずしもつねに対応しているとはかぎらない。」<sup>(39)</sup>ものであるし、歴史的にみて生活手段・生産手段の所有形態は政治上の大きな争点のひとつであつたのは事実であり、その形態を定める全体秩序を経済的意味をもつもうひとつの全体秩序として指摘しておく。

(1) 「民主主義」というコトバは、相対立する二大政治勢力によつてみずからの政治目的を指示するものとして等しく用いられる。この民主主義の混乱を論ずる際H・ケルゼンは、政治の「形式的要素」と「実質的要素」または「内容を区別して、西欧的民主主義を前者にまたマルクス主義的民主主義を後者にそれぞれ関連させて論ずるという方法をとる。(17〔ケルゼン〕七、八、一三三ページ)またレーニンも、「選挙の形式および民主主義の形態とこの制度の階級的内容と(は)別物である」(N・レーニン『レーニン全集』(第二八巻)大月書店、二八六ページ)として議論をすすめる方法をとつており、この点に関してはケルゼンとかわるところがない。このような民主主義論の整理に現われる意味での「政治の内容」が、本文中のそれである。

(2) 渡部経彦『現代の経済政策』岩波書店・一九六九年、七〇九、一一一―一二二ページ。

(3) 18〔熊谷〕五三、三五四、三五五―三五六、三五九、三六〇ページ。

(4) ここでは、単位期間において、結果として国民所得(実質)がどのように分割されてどこに流れつくかが問題であつて、だがその分割を行ないそこに流れつかせるかは問わない。参照、熊谷尚夫『近代経済学』日本評論新社・昭和三十一年、第一章、第二章、および、19〔伊藤他〕第1編第2章、第

## II 編第2章。

(5) 例えは、一九七一年十一月十日に開かれた東京都市長会の席上で武蔵村山市が提唱した「ゴミの絶対量を減らすための国民的な運動」は、そのひとつである。(参照、毎日新聞・一九七一年一月一〇日・朝刊)。

(6) 経済政策の目的とされるものに、他に「国際収支の改善、物価の安定、完全雇用」があげられる。「国際収支の改善」は、ここですでに論じた経済的な全体秩序のあり方と国際関係の調整のあり方の組み合わせたものと考えられる。また、「物価の安定」および「完全雇用」は、ある期間における社会の生産的編成および生産物の分配のし方とつぎの期間の国民所得の大きさの関係にかかわる問題であると考えられるので、ここで論ずる対象にならない。

(7) 20〔加藤〕一三四ページ。

(8) 大河内一男『社会政策(総論)』(新訂版)有斐閣・昭和二十七年、九一―九三ページ。

(9) 参照、20〔加藤〕一三四、一四九ページ。

(10) 18〔熊谷〕三六〇ページ。

(11) 参照、20〔加藤〕一四六―一四七、一六三ページ。

(12) 参照、21〔神岡〕。

- (13) 22 「実平」一七〇―一七一ページ。
- (14) 22 「奥平」に、その経緯の詳しい分析がある。なお、公害対策基本法はその後昭和四十五年十二月に改正され、その第一条二項は削除された。
- (15) 23 「宮本」三四―三五ページ。
- (16) 21 「神岡」九ページ。
- (17) 参照、富田英二郎「住民の公害意識の高揚と反対運動の進展」(『ジュリスト』一九七〇年八月一〇日号)。
- (18) 参照、半谷高久「公害の基本観念」(日本行政学会編『公害行政』勁草書房・一九六八年、および、同「自然環境と公害」(『ジュリスト』一九七〇年八月一〇日号)。
- (19) 参照、24 「松原」二二六―二二七ページ。
- (20) ニクソン大統領の「環境汚染防止に関する教書」(一九七〇年二月一〇日)の前文より。
- (21) 参照、23 「宮本」三六ページ、および、24 「松原」二二六―二二七、二二九―三〇ページ。
- (22) 25 「ティンバーゲン」一〇一―一〇二ページ。
- (23) 参照、25 「ティンバーゲン」二ページ、および、19 「伊藤他」三四ページ。
- (24) 質的用具には、「制御装置としての市場または中央管理機構そのものに影響をあたえるもの」と「量的用具の制度的側面・・・を変更するもの」がある(19 「伊藤他」三五ページ)。より基本的な意味をもつのは前者である。
- (25) 19 「伊藤他」三三三ページ。
- (26) 18 「熊谷」二二五―二二七ページ。
- (27) 18 「熊谷」二二八、二三一ページ、および、19 「伊藤他」三三三―三四ページ。
- (28) 参照、18 「熊谷」二二九ページ。
- (29) 19 「伊藤他」二二九―三二一ページ。同所は、資本主義と社会主義の区別をその「組織面」の特徴と「機能面」の特徴に分けて論じており、後者が所得の分配および資本蓄積の問題であるとされている。
- (30) 19 「伊藤他」二三〇ページ。

### (三) 国際関係の調整

日本の五大政党が「国際関係」の標題のもとに論ずる諸問題には、その形態による区別は不可能であつてもその意義を異

にする二種類の問題が含まれていると考えられる。それらはここで一応「世界政治」と「国際政治」と呼ぶものであり、この二つは明確に区別される必要がある。

「世界政治」とは、人類全体にわたる秩序の形成を目標にして、その構成部分たる民族国家間の相互的な位置づけをはかるとする意味での国際関係の調整であり、全体における諸部分間の調整を意味する<sup>(1)</sup>。この意味での世界政治は、国家の主権性が認められている国家間関係の現状においては、実質的には無視されざるをえないものであり、したがって現状における国際関係の調整の議論はほとんどすべてつぎの「国際政治」のそれである。

「国際政治」としての国際関係の調整は、現存する民族国家としての国家社会——人類全体からみれば限定された人びとの範囲——の全体にわたる秩序の維持を目標にして、他の国家社会との間の関係を相互的に関連づけようとする活動である。いいかえれば、それは民族国家大の国家社会・全体秩序を達成すべき目的とする「手段」として理解される。すなわち、国家社会の存続を保障し、「自国の利益」を保持増進するために、「国家の相互対立矛盾」の「調整」——最終的には「武力、経済力等あらゆる国力を背景にし・・・如何なる手段をもジャスティファイするマキャヴェリズム」が現われうる——がはかられることになるのである<sup>(2)</sup>。その意味で、国際政治は「国際社会」に発現した「国家政治」ということができる<sup>(3)</sup>。

国際政治としての国際関係の調整の必要性は、一国家が他の諸国家と絶縁されたところでアウトルキーを形成することができないという事実から生じてくる。すなわち、「国内政治と国際政治とはからみ合つて相互作用をなしている」<sup>(4)</sup>のであつて、一国家の国内政治のあり方はその国際的環境からの影響によつて規定される部分をもつている。この影響を無視することができない国内政治の問題領域に関して、当該国家は、その望ましいあり方を維持するために有利な形で国際的環境からの影響を規制することを必要とする。この意味で国際関係の調整を必要とする国内政治の問題領域を調整の目的と呼ぶならば、一定の調整の用具（手段）が用いられることにより国家間の特定の状態（手段目的）がもたらされ、さらにその状態との

相互依存関係にある調整の目的すなわち国家社会の特定の状態が実現されるということが出来る。

この意味で国際的環境からの影響を無視することができない国内政治の問題領域(目的)は、大別するところの二つになる。ひとつは自己保存・自己防衛・安全保障等が含意する政治的統合(国家的統一)の確保の問題であり、他は自己防衛・国際紛争の解決等が含意する特定の内容をもつた全体秩序の維持の問題である。<sup>(5)</sup> また、調整がはかられるべき国際関係の問題領域(手段目的)は、前者に対応する形で考えることができる。すなわち、(一)国家領域 $\parallel$ 領土保全の問題、(二)国家主権 $\parallel$ 民族自決・内政不干涉の問題、(三)経済 $\parallel$ 具体的には国際収支として集中的表現を与えられる財・資本・労働力の国際的移動の問題、(四)その他 $\parallel$ 海洋および大気の汚染防止、通信・交通・運輸、防疫等の問題がそれである。<sup>(6)</sup>

国際関係を調整するための用具(手段)は、大別すると二つに分けられる。すなわち、平和的手段と軍事的手段がそれである。<sup>(7)</sup> 前者は、条約(法)および平和機構等にもとづく手段であり、外交活動・経済的影響力・世論支配等の形態をとる。<sup>(9)</sup> 後者は、平時ではパワー・ポリティックスにおける相互自制作用にもとづく手段であり、軍備・戦争の形態をとる。<sup>(10)</sup> 実際の国際関係の調整には、この二種類の用具が同時になんらかの形の組み合せて用いられることになる。ところで、例えば各種の地域的安全保障体制に見られるように、各国の相互依存性の増大化傾向は、国際関係の調整の用具自体における国際関係の調整を必要ならしめている。<sup>(11)</sup> したがって、調整がはかられるべき国際関係の問題領域に、さらにこれらが増えらるることになる。

調整の結果生ずることが目論まれる国際関係の諸状態の記述は、どの国家との間のどの問題領域(手段目的)においてどのような用具(手段)が用いられることによつてどのような状態がもたらされるかに言及することによつて可能となるのはいうまでもない。しかし、そのような記述は詳細ではあつても断片的なものよせ集めにしかすぎず、一国家による国際関係の調整のし方の全体的かつ基本的な性格を明らかにするものでは必ずしもない。

二国家間の関係の型は、大別すると提携関係と敵対関係に区分される。また、それぞれの類型はその提携・敵対の度合い

によつてさらに細分することができ、その中間に中立的関係を置くことができる。<sup>(12)</sup>一国家の他の諸国家に対する関係は、このような二国家間関係の総体からなつてゐる。ところで、「国際関係〔が〕・・・大国の動向によつて支配されて居り、大國主義は国際政治のバックボーンになつてゐる」、つまり、大國のリーダーシップのもとにおける国家群の対立緊張が国際政治の特徴である<sup>(13)</sup>とすれば、ある国家の他の諸国家に対する関係の基本的性格は、その国家がいかなる国家をリーダーとする國家群といかなる提携・敵対関係にあるかを記述することによつて表わすことが可能であらう。<sup>(14)</sup>

(1) このような世界政治が実現する状況にあつては、現在の民族國家を單位とする全体秩序はすでに存在せず、全人類を單位とするひとつの全体秩序のみが現われている。すなわち、そこにおける國家社会は全人類から構成される地球規模のものしか存在せず、現在の民族國家はせいぜいその地方自治体であるにすぎない。この意味での「国際関係」の調整は地方自治体相互の位置づけの問題であり、「世界國家の国内政治」(15〔内山〕二八ページ)である。ここにおいて政治的価値を論じうる対象は「世界國家」であり、「国際関係」の調整は「現在の」國家を超え「る」世界全般の秩序計画」(15〔内山〕二八ページ)という第一義的な意味での政治的な実践目標の部分を構成する。潮田江次教授はその著「3〔潮田〕のなかで、「世界國家の政治」(同、二〇七ページ)および「國家的団体」(同、三五七ページ)の概念を使つてこの区別を示している。

(2) 15〔内山〕二八、八五、三四―三七ページ。

(3) 15〔内山〕二九ページ。この意味では、内山教授が区別する「外交」と「国際政治」に違はない。

(4) 15〔内山〕三〇ページ。

(5) 第三章の終りの部分を参照。

(6) 参照、26〔神川〕四五九ページ、および、波多野鼎『経済学入門』(改訂版)ダイヤモンド社、昭和十九年、二二二―二三二ページ、等。

(7) 参照、26〔神川〕二四四ページ。

(8) 参照、15〔内山〕一八、二一―二二、三一、七五ページ。

(9) 参照、26〔神川〕二四四ページ、および、15〔内山〕九四ページ。

(10) 参照、15〔内山〕一八、二一ページ、および、26〔神川〕二四四ページ。

(11) この傾向を勢力均衡を求める複数國家間の同盟の一般傾向から説明することができるかも知れない(参照、26〔神川〕二二〇ページ)が、ここではその説明のし方いかんにかかわらずその傾向の存在自体が問題である。

(12) 参照、15〔内山〕九八―一〇一ページ。

(13) 15〔内山〕六六ページ。参照、田中直吉『国際政治学概論』有信堂・一九七一年、一九―二〇ページ。

(1) この考え方は、すでに第三章で行なつた政党綱領の分析の結果ともよく合致する。ところで、國際政治と國內政治(具体的には本章の(一)および(二)で論じた諸問題)は密接な關係にあるが、両者は實際政策上も政治意識的にも一義的な關係にあるのではなく、たんに國內政治における同様の立場をとる諸政府が提携關係に入りやすい傾向があるとうにすぎない。

## む す び

社会工学としての政治学のすべての經驗的分析の出発点は、その成果として得られる諸法則の予測命題によつて表現されるべき政治的な実践目標を、經驗的に觀察可能なコトバでできるだけ具体的に記述することにある。本稿において私はそれを行なうことを目的にして、まず政治的価値がそれについて論じうる対象のクラスを定め、つぎに政治的価値の個性の違いを言語的に表現するために必要な項目を一般的な形で示し、最後に今日の日本においてとくに争点化している諸項目に限つてその内容がある程度具体的な形で示したつもりである。しかし、紙面の都合もあつて、それらの項目に関する記述が十分に詳細かつ觀察可能であるわけではない。また、第二章において指摘したように、本稿の試みは将来經驗的に修正されるべき仮説以上のなものでもないし、第四章の記述は現時点・日本という枠からはみ出たところでの争点項目について議論を及ぼせることができなかつた。これらはすべて将来に残された課題である。

この出発点を基礎とする經驗的分析がどのような成果を生み出すかは、本稿において予測しうることからではもちろんない。しかし、近い将来に私がとりこんでみたいと考えている問題領域を一・二あげてみれば、ひとつは政治学における術語としての「保守・革新(右派・左派)」等の有効性を吟味することである。他のひとつは、投票行動の分析における政治意識の「高さ」の概念の再検討とそれにもとづく實際の投票行動の分析である。その他の問題領域におけるものも含めてこの出発点を基礎にするすべての經驗的分析に期待されるのは、われわれの日常的には政治的实践に直結する実践性であり、現状維持



的な社会的効果を結果としてもたらす政治的重要問題への学問的無関心との絶縁であるのはいうまでもない。

(一九七一年十一月二十三日・脱稿)

## 引用・参考文献リスト

- 1 藤本隆志「価値の認識と論理」(岩崎武雄他編『講座 現代哲学入門』(4 現代の価値論と倫理)有信堂・昭和四四年)
- 2 根岸毅「政治学の「実践性」について——社会工学としての政治学の構想——」(『法学研究』第四四卷第五号)
- 3 潮田江次「政治の概念」慶応出版社・昭和一九年
- 4 W. G. Runciman, *Social Science and Political Theory*, the University Press, Cambridge, 1963.
- 5 根岸毅「政治概念論争」における潮田学説——その特異な意義と限界——」(『法学研究』第四三卷第一〇号)
- 6 Marvin Surkin and Alan Wolfe, eds, *An End to Political Science The Caucus Papers*, Basic Books, Inc., New York, 1970.
- 7 矢部貞治『政治学』勁草書房・昭和二四年
- 8 中村菊男『新訂 政治学』慶応通信・昭和三八年
- 9 綿貫譲治「組織構造と組織分析」(青井和夫他『集団・組織・リーダーシップ』(今日の社会心理学 3)培風館・昭和三七年)
- 10 自由民主党『昭和四十四年 わが党の基本方針』自由民主党広報委員会・昭和四四年
- 11 日本社会党中央党学校、日本社会党組織局・企画室共編『社会主義建設の党へ』日本社会党中央本部機関紙局・一九六五年一月
- 12 正木良明「新綱領と党規約の目指すもの」(『公明』一九七〇年八月)
- 13 民社党『民主社会党綱領』民主社会党教宣部・一九六八年
- 14 日本共産党中央委員会『日本共産党綱領』日本共産党規約』日本共産党中央委員会出版局・昭和四一年
- 15 内山正熊『国際政治学序説』三和書房・昭和二七年
- 16 Charles E. Lindblom, "The Science of Muddling Through," in Robert T. Golembiewski, et al., eds. *Public Administration: Readings in Institutions, Processes, Behavior*, Rand McNally and Co., Chicago, 1966.
- 17 ハンス・ケルゼン(古市恵太郎訳)『民主政治の真偽を分つもの——デモクラシーの基礎』理想社・昭和三四年

- 18 熊谷尚夫 『厚生経済学の基礎理論』（増補版）東洋経済新報社・昭和三二年
- 19 伊藤善市・加藤寛編 『経済政策講義』青林書院新社・一九六九年
- 20 加藤寛 『最適社会の経済学 比較経済体制論入門』講談社・昭和四二年
- 21 神岡浪子 『日本資本主義の発展と公害問題』（『ジュリスト』一九七〇年八月一〇日号）
- 22 奥平康弘 『公害対策基本法立法過程の批判的検討』（『ジュリスト』一九七〇年八月一〇日号）
- 23 宮本憲一 『現代資本主義と公害』（『ジュリスト』一九七〇年八月一〇号）
- 24 松原治郎 『公害行政の課題と問題点』（『ジュリスト』一九七〇年八月一〇日号）
- 25 J・ティンバーゲン（気賀健三・加藤寛訳） 『経済政策の理論』叢松堂・昭和三一年
- 26 神川彦松 『国際政治学概論』勁草書房・昭和二五年

〔付記〕 本稿は、拙稿「政治学の「実践性」について——社会工学としての政治学の構想——」（『法学研究』第四四卷第五号）につながるものである。